

原子力発第14168号
平成26年10月17日

愛媛県知事
中村時広 殿

四国電力株式会社
取締役社長 千葉 昭

実用発電用原子炉の運転の期間の延長の認可申請
に関する国からの指示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

実用発電用原子炉の運転の期間の延長の認可申請に関して、平成26年10月15日付けで原子力規制委員会から、別添のとおり指示がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

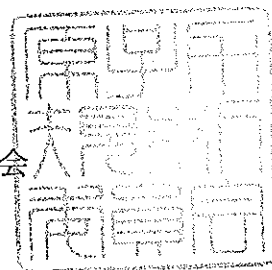
敬 具



原規規発第 1410155 号
平成 26 年 10 月 15 日

四国電力株式会社
取締役社長 千葉 昭 殿

原子力規制委員会



実用発電用原子炉の運転の期間の延長の認可申請について（指示）

実用発電用原子炉施設の運転の期間の延長の認可申請について、原子力規制委員会は、別紙（NRA-Ca-14-009）のとおり実用発電用原子炉を設置する者に対して指示することとしました。ついては、貴社においても、別紙に従い所要の対応をするよう求めます。

原規規発第 1410155 号
平成 26 年 10 月 15 日

実用発電用原子炉の運転の期間の延長の認可申請について（指示）

原子力規制委員会
NRA-Ca-14-009

原子力規制委員会が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 43 条の 3 の 32 第 4 項の規定に基づく実用発電用原子炉の運転の期間の延長の認可（以下「延長認可」という。）の申請について、適切に審査を行うためには、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号。以下「規則」という。）第 113 条第 1 項に規定する申請期間中に提出される延長認可申請の内容が、実用発電用原子炉の運転の期間の延長の審査基準（原管 P 発第 1311271 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を踏まえた内容とされている必要がある。

また、原子力規制委員会が延長認可の処分を行うためには、審査基準に基づき、当該申請に係る発電用原子炉施設について、延長認可の時点において当該時点において適用されている法第 43 条の 3 の 14 の技術上の基準に適合させるために必要となる法第 43 条の 3 の 9 及び第 43 条の 3 の 10 に掲げる工事の計画（以下「工事計画」という。）がこれらの規定に基づく認可等の手続きにより確定していることを確認する必要がある。

このため、原子力規制委員会は、延長認可の申請を行う実用発電用原子炉を設置する者に対し、以下の対応を求めることとする。

記

1. 延長認可の申請に係る発電用原子炉施設について、当該延長認可の時点において適用されている法第 43 条の 3 の 6 第 1 項に規定する許可の基準に適合させるために必要となる法第 43 条の 3 の 8 第 1 項の規定に基づく変更の許可（以下「設置変更許可」という。）及び工事計画の認可等の申請を、延長認可申請以前であって、当該発電用原子炉施設に対する設置変更許可及

び工事計画の認可等の審査に要する期間を考慮した十分な時間的余裕が確保できる時期に行うこと(これらの申請について既に設置変更許可又は工事計画が認可等の手続きにより確定されている場合を含む)。

2. 延長認可の申請は、1. の申請を踏まえるととも、規則第114条に規定する延長認可の基準に適合させるために必要な審査基準に掲げる事項をすべて含んだものとする。

以上